

経営事項審査の再審査について

令和8年7月 広島県土木建築局建設産業課

経営事項審査が改正されたことに伴い、従来の基準で結果通知を受けた方は、再審査申立を行うことで、改正後の基準により再度結果通知を受けることができます。

◎対象者：従来の基準による結果通知（再審査申立時に有効なものに限る。）を受けている方。

※ 「再審査の申立て」は義務ではありません。必要な場合に行ってください。

※ 再審査を受けることにより加点となる場合のみ再審査を受けることができます。

◎再審査対象項目（今回改正対象）

【技術職員名簿】

・有資格区分コード703、704

※ 有資格区分コード703、704の加点対象となる業種に、「建築工事」「機械器具設置工事」「さく井工事」「解体工事」が追加されました。

加点対象に追加された業種に対応する技術者がいる場合のみ、再審査の対象となります。

【建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況】

・「建設技能者を大切にす企業自主宣言制度」の宣言の有無

【建設機械の保有状況】

・「不整地運搬車」「アスファルト・フィニッシャ」の建設機械の追加のみ

◎手数料：無料

◎再審査受付期限：令和8年10月28日（水）

1 経営事項審査申請書（すべて必要）

（1）経営事項審査再審査申立書（様式第25の14 20001 帳票）

（2）工事種別（元請）完成工事高（別紙1 20002 帳票）

（3）技術職員名簿（別紙2 20005 帳票）

（4）その他の審査項目（別紙3 20004 帳票）

※申立書類は通常の経営事項審査の申請と同様にすべて記載してください。

2 再審査対象となる経営事項審査結果通知書の写し（原本は回収しません）

3 当初の経営事項審査申請書の写し（当初申請時の1の（1）から（4）すべて）

4 確認資料

「経営事項審査の手引き」（令和8年7月以降申請用）に掲載されている再審査対象項目に係る書類

◎留意事項

今回改正されていない評価項目については、当初の申請内容と異なる内容を記載することはできません。（完成工事高の金額の変更、改正内容と関係がない技術職員の追加などはできません。）

◎申立書等の提出方法

1 必要部数

内 容	部数	内 訳			
		県庁用	事務所用	申立者用	
①経営規模等評価再審査申立書（20001 帳票）（総合評定値請求書）	3	○	○	○	
②別紙一 工事種類別（元請）完成工事高（20002 帳票）	3	○	○	○	
③別紙二 技術職員名簿（20005 帳票）	3	○	○	○	
④別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）	3	○	○	○	
当初申請の写し	⑤経営規模等評価申請書（20001 帳票）（総合評定値請求書）	1	○	—	—
	⑥別紙一 工事種類別（元請）完成工事高（20002 帳票）	1	○	—	—
	⑦別紙二 技術職員名簿（20005 帳票）	1	○	—	—
	⑧別紙三 その他の審査項目（社会性等）（20004 帳票）	1	○	—	—
	⑨経営事項審査結果通知書	1	○	—	—

次のとおり紐綴じして、ダブルクリップ等でまとめる。

県庁用①～⑨・確認資料 建設事務所用①～④ 申立者用①～④・確認資料

◎結果通知書の交付時期

結果通知書は、申立受付から約1ヶ月後に簡易書留郵便で送付する予定です。

◎ 申請書類提出先・申請に関する問い合わせ先一覧

建設事務所等の名称	住 所	電 話 番 号
	所管又は担当する地域	
西部建設事務所 （建設業課）	広島市南区比治山本町 16-12	(082)250-8161
	広島市、大竹市、廿日市市、江田島市、安芸郡、山県郡	
西部建設事務所呉支所 （管理課）	呉市西中央一丁目 3-25	(0823)22-5400
	呉市	
西部建設事務所東広島支所 （管理課）	東広島市西条昭和町 13-10	(082)422-6911
	竹原市、東広島市、豊田郡	
東部建設事務所 （管理課）	福山市三吉町一丁目 1-1	(084)921-1311
	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅郡、神石郡	
北部建設事務所 （管理課）	三次市十日市東四丁目 6-1	(0824)63-5181
	三次市、庄原市、安芸高田市	
建設産業課	広島市中区基町 10-52	(082)513-3822
	申請書の受付は行いません。	